

脱炭素先行地域募集要領（第4回）

令和5年7月7日
環境省

1. 趣旨

地域脱炭素は、我が国の2050年カーボンニュートラル目標達成のためには必要不可欠なものであり、また、脱炭素が経済競争と結びつく時代、地方の成長戦略として、地域の強みを活かした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会となっています。

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）及び「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）では、地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区等の多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げることとしています。これまでに3回の募集を行い、合計62地域（令和4年4月に第1回として26地域、同年11月に第2回として20地域、令和5年4月に第3回として16地域）を選定したところです。

今般、脱炭素先行地域（第4回）の選定を行うため、以下のとおり、地方公共団体による脱炭素先行地域の計画の提案を募集します。

2. 脱炭素先行地域の概要

（1）脱炭素先行地域とは

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

（2）脱炭素先行地域の範囲の類型

脱炭素先行地域の範囲は、全域、行政区、中心市街地、集落等一定のまとまりを持つ既成の範囲に基づくものが原則です。地理特性や気候風土等に応じて以下のような類型が考えられますが、ここに示されていない類型を対象とすることも可能です。また、脱炭素先行地域は、複数の地方公共団体が連携して取り組むことも可能です。

なお、計画提案書には、該当する類型（複数選択可）をお示しいただき、脱炭素先行地域として選定された場合は、必要な確認を経た上で、選定結果に係る資料等で公表します。

<想定される類型の例>

全域	市区町村の全域、特定の行政区域等の全域
住生活エリア	住宅街・住宅団地
ビジネス・商業エリア	地方の小規模市町村等の中心市街地(町村役場・商店街等)
	大都市の中心部の市街地(商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル等)
	大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト
自然エリア	農村、漁村、山村
	離島
	観光地、自然公園等
施設群(※)	公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群(モデル性又は他地域への展開可能性があるものに限る。)
地域間連携	複数の市区町村の全域、特定エリア等(連携都市圏の形成、都道府県との連携を含む。)

(※) 第4回から、施設群単独の提案は評価の対象外とします。

3. 提案者

(1) 主たる提案者

地方公共団体(市区町村、都道府県)

(2) 共同提案者

- 民間事業者等との共同提案を必須とします。
- 共同提案者となる民間事業者等は、計画の全体又は一部について責任を持って関与し、主たる提案者である地方公共団体と連携して取組を実施又は支援する意思を有する者とし、その業種・属性は問いません。
- なお、地方公共団体は民間事業者等には含まれませんが、地方公共団体が共同提案者になることは可能です。複数の地方公共団体で提案する場合、主たる提案者は一の地方公共団体とし、その他の地方公共団体は共同提案者として提出してください。
- 計画の実施、変更等に係る判断及び最終的な責任は主たる提案者の地方公共団体とするほか、主たる提案者は、共同提案者に過度に依存することなく、高い主体性を保持して取組を実施することとします。

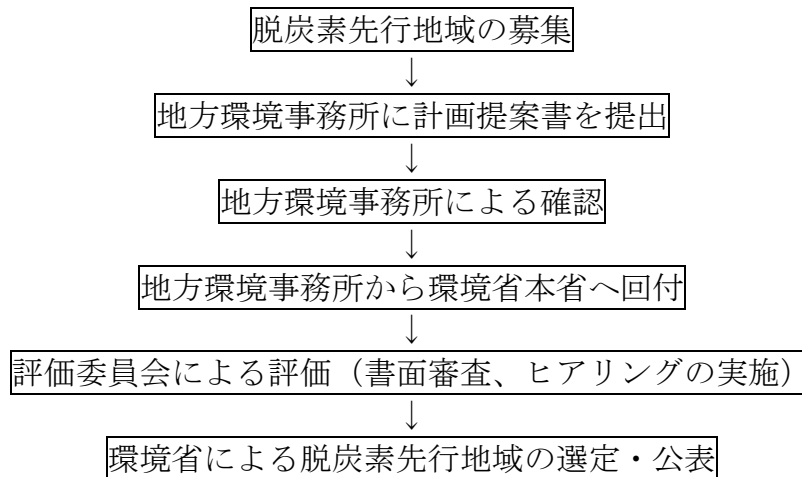
4. 脱炭素先行地域の選定プロセス

- (1) 環境省本省が脱炭素先行地域の計画提案を募集し、応募する地方公共団体は管轄する地方環境事務所に計画提案書を提出します。地方環境事務所では、必要に応じ地方支分部局への意見照会を行った上で環境省本省に回付し、環境省本省が設置する有識者会議「脱炭素先行地域評価委員会」(以下「評価委員会」という。)にて評価を行います。

(2) 評価委員会では、書面審査のほか、必要に応じ、対面又は Web 会議によるヒアリング（説明 7 分・質疑 18 分程度）を行う予定としています。

ヒアリングの日程や開催方式等の詳細は、募集期間終了後、ヒアリングの対象となる地方公共団体に対して地方環境事務所より連絡します。なお、ヒアリングを実施しない場合もありますので、御承知置きください。

<選定プロセス フロー>



(※) 提出された計画提案書の内容について、環境省（地方環境事務所を含む。）から関係府省庁（地方支部分局を含む。）へ、必要に応じて意見照会を行うことがあります。

5. 脱炭素先行地域の選定の考え方

(1) 選定の考え方

脱炭素先行地域の選定に当たっては、地域脱炭素ロードマップ等を踏まえ、脱炭素先行地域に相応しい再エネ導入量や当該地域のある地方公共団体での再エネ発電量の割合等のほか、地域の課題解決と脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献する点等から評価を行い、評価の高いものを選定します。

具体的には、(2) に示す脱炭素先行地域の選定要件ごとに、必須である「確認事項」を確認した上で、脱炭素先行地域に相応しい取組を加点評価する「評価事項」により評価を行い、地方公共団体の規模や地域特性等に応じて多様な地域を環境省が選定します。

(2) 脱炭素先行地域の選定要件

- ①-1 2030 年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロを実現すること
- ①-2 地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴う CO₂ や CO₂ 以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも 1 つ以上の取組を実施する計画となっていること）

- ② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入
- ③ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上
- ④ 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定
- ⑤ 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者との合意形成の状況等）
- ⑥ 他地域への展開可能性
- ⑦ 取組の進捗管理の実施方針及び体制
- ⑧ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等

6. 各選定要件の確認事項及び評価事項

- ① - 1 2030 年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現すること

【確認事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の実績値を集計又は推計し、脱炭素先行地域内に供給される再エネ等の電力供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等となる計画であること

【評価事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の規模が大きいこと（※）
 (※) 脱炭素先行地域の主として取組を実施する範囲とは別に付加された施設群について、公共施設は、これらの電力需要量を 50% 割り引き、民間施設は、一定のモデル性が認められない限り、これらの電力需要量を 25% 割り引いて評価する。
 (※) 脱炭素先行地域の主として取組を実施する範囲内外にかかわらず、地方公共団体が所有する廃棄物処理施設の自家消費量は、電力需要量を 50% 割り引いて評価する。
- 対象となる電力需要家との合意形成の見通しを踏まえた電力需要量となっていること
- 脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量について、自家消費等の割合を可能な限り高くすること
- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方公共団体内で発電する再エネ電力量の割合を、可能な限り高くすること
- 脱炭素先行地域で活用する技術について、以下の観点で導入のあり方が優れていること
 - －当該地域で導入又は実施することの意義
 - －経済性が確保されていること
 - －導入規模が大きく、他地域も含め当該技術の新たな需要創出の可能性があること
 - －地域の事業者が主体となって実施し、地域経済循環に貢献すること
- 地域脱炭素の推進のための交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金の総称。以下同じ。）に係る費用効率性が優れていること

- ① - 2 地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴う CO2 や CO2 以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも 1 つ以上の取組を実施する計画となっていること）

【確認事項】

- 地域特性に応じ、民生部門の電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも1つ以上であること

【評価事項】

- 地域特性に応じた取組であり、温室効果ガス削減の効果及び規模が大きいこと
- 対象となる関係者との合意形成の見通しを踏まえた取組となっていること
- 脱炭素先行地域で活用する技術について、以下の観点で導入のあり方が優れていること
 - －当該地域で導入又は実施することの意義
 - －経済性が確保されていること
 - －導入規模が大きく、他地域も含め当該技術の新たな需要創出の可能性があること
 - －地域の事業者が主体となって実施し、地域経済循環に貢献すること
- 地域脱炭素の推進のための交付金に係る費用効率性が優れていること

② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入

【確認事項】

- 再エネ情報提供システム（REPOS）や衛星写真等を活用したFS調査を実施し、地域の特性に応じた再エネ賦存量を確認していること
- 生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響を回避又は極力低減するとともに、災害防止や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能量を把握していること

【評価事項】

- 災害リスク及び生態系や自然環境、景観等への影響を考慮し、脱炭素先行地域の民生部門の電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロとするための追加的な再エネ導入量（新規の再エネ設備の導入量）が大きな計画であること
- FS調査のうち、実地調査等を実施することにより、再エネの導入可能量をより確実に把握していること
- 地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能量となっていること
- 必要に応じ、以下の事項も考慮して、上記の事項を評価する
 - －地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく促進区域（※）を設定し、当該促進区域内で新たに再エネ設備を導入する計画であること
 - （※）脱炭素先行地域において、促進区域の設定は任意である
 - －導入する再エネ設備の種類、設置場所等について、複数の選択肢があるなど、状況に応じた柔軟な導入のあり方を検討していること

③ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上

【確認事項】

- 脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題とその解決に向けた取組が説明されていること
- 上記の課題解決に向けたKPI（重要業績評価指標）が設定されるとともに、当該KPIの改善について、その根拠や方法が説明されていること

【評価事項】

- 取組の成果が、以下の観点で地域に裨益し、地域経済循環に資する取組であること

- －地域内未利用資源、熱等の副産物の活用
- －地域資本の活用、地域の雇用創出・拡大、担い手育成
- －地域事業者による工事施工、施設設備の維持管理等に係る体制構築
- －エネルギー代金の循環
- －収益の社会的投資の最大化
- 2030年以降の地域の人口、世代構成、産業構造、各施設のあり方を踏まえて定められた地域の将来ビジョンの実現を目指すに当たり、脱炭素先行地域の取組の位置付けが明確であること
- 脱炭素先行地域での取組が、2030年以降の現実的な将来見通しを前提とした適切なものになっていること
- 地域資源等の最大限の活用、地域課題解決への十分な貢献、技術の活用方法や事業の実施スキームの工夫等により、既選定の脱炭素先行地域と異なる当該地域ならではの先進性が認められること

④ 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定

【確認事項】

- 各エリアの特性を踏まえつつ、具体的に脱炭素先行地域の範囲を特定すること
- 脱炭素先行地域の範囲内の民生部門電力需要家を原則全て対象としていること

【評価事項】

- 地域課題との関連性等、設定する範囲の考え方が合理的であるとともに、当該地方公共団体の全域に広げる道筋が示されていること
- 範囲の設定の仕方が、難易度が高く意欲的な範囲を設定している（例えば、既存住宅・団地や既存民間施設を広範囲に対象としている。地理的な制約がある地域や条例に基づく景観保護地域等、再エネ発電設備の導入が困難な地域を対象としている。）などにより、優れていること

⑤ 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者との合意形成の状況等）

【確認事項】

- 計画に記載すべき内容が具体的であること（計画に不確実性がある場合でも、少なくとも5年程度の具体的な取組及びその後の取組の方針が記載されていること）
- 導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること
- 各年度のプロセスが適切にスケジュールとして計画されていること
- 取組による脱炭素効果が、計画期間後も継続して得られる見込みであること

【評価事項】

- 関係者（※1）間における体制が具体的に構築され、適切に合意形成が図られていること。未調整の関係者がいる場合は、合意形成の調整状況及びスケジュールが具体的に示されていること（※2）
 - （※1）再エネ発電等事業者、送配電事業者、経済団体、地元企業、自治会等
 - （※2）複数の実施主体の選択肢があるなど、状況に応じた柔軟な体制を検討していることも、必要に応じ、考慮して評価する
- 金融機関等からの資金調達の見通し等を踏まえ、事業継続性が確保されていること（※）
 - （※）必要に応じ、事業のコスト低減に資する取組が含まれていることも考慮して評価する
- 脱炭素に関する先導的な取組の実績がある、または、経験が豊富な連携先を確保し

ているなど、事業を着実に実行できる素地を有すること

⑥ 他地域への展開可能性

【確認事項】

- 展開可能性のある他の地域（他市区町村の類似地域）が具体的に示されていること

【評価事項】

- モデル性（対象地域の特性上、展開可能性のある類似地域等が多いこと）、波及効果、アナウンス効果等に優れており、他地域への展開の具体策（住民の行動変容を含む。）が示されていること

⑦ 取組の進捗管理の実施方針及び体制

【確認事項】

- 事業の進捗管理の実施方針が示され、かつ、外部有識者等を含む複層的な進捗管理・評価の体制が示されていること

【評価事項】

なし

⑧ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等

【確認事項】

- 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、速やかに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）を改定するとともに、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定又は改定していること
- 地方公共団体実行計画（事務事業編）の目標が、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画：令和3年10月22日閣議決定）の目標（2013年度を基準として、2030年度までに50%削減）を上回ること（※）

（※）温室効果ガス総排出量に与える影響の大きい施設等の規模やその増減、事務・事業の動向を踏まえ、これら施設等に係る目標についても最大限の水準とすること

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の目標が、地球温暖化対策計画の目標（2030年度に2013年度から46%削減）にとどまらない野心的な水準（※）であること
（※）地球温暖化対策計画の民生部門に係る目標（家庭部門66%削減、業務その他部門51%削減）を上回るとともに、その他の部門・分野についても、地球温暖化対策計画の目標・目安を踏まえ、最大限の水準とすること
- 上記により策定又は改定をしていない場合、その予定時期（遅くとも2025年度中を目途とする。）の目安を示すこと

【評価事項】

なし

7. 重点選定モデル

全国津々浦々で、地域特性に応じた地方創生やまちづくり、GXに資する多様な脱炭素先行地域を創出するため、①関係省庁と連携した施策間連携、②複数の地方公共団体が連携した地域間連携、③地域版GXに貢献する取組、④生物多様性の保全、資源循環との統合的な

取組、⑤民生部門の電力以外の温室効果ガス削減の取組、に重点を置く優れた計画提案を「重点選定モデル」として評価します。

(1) 提案方法

①関係省庁と連携した施策間連携、②複数の地方公共団体が連携した地域間連携、③地域版 GX に貢献する取組、④生物多様性の保全、資源循環との統合的な取組、⑤民生部門の電力以外の温室効果ガス削減の取組、それぞれの要件等を踏まえ、重点選定モデルとして提案することを希望する場合、その旨計画提案書の該当欄に記載をお願いします。提案は①～⑤から2つまでとし、かつ、1つのモデルごとに1つの取組のみに限定しますので最も重点を置くモデルに応募をお願いします。ただし、「⑤民生部門電力以外の温室効果ガス削減の取組」については、複数の事業を組み合わせる実施することが要件となりますので、「1つのモデルごとに1つの取組のみ」という条件の対象外とします。

(2) 評価・選定方法

5 (1) に基づく選定において、「重点選定モデル」に該当する優れた計画提案には、評価事項に基づく加点とは別途、加点し、これらの合計で評価します。

なお、「重点選定モデル」に該当しないと判断された計画提案についても、5 (1) に基づく評価・選定の対象となります。

(3) 要件

①施策間連携	以下のいずれかに該当し、施策間の相乗効果が期待できること i. 各府省庁の支援事業を複数組み合わせる取組を実施すること ii. 各府省庁の制度・枠組み等を活用し、脱炭素先行地域の取組によって各取組をさらに深化させること
②地域間連携	以下のいずれかに該当すること i. 複数の地方公共団体のエリアにおいて、再エネ電力の融通や需給管理等、具体的な連携策により一体的に取り組むこと ii. 複数の地方公共団体が連携し、これら地方公共団体全体で取り組むこと iii. 都道府県が主導し、管内の複数の市区町村で広域的に取り組むこと

③地域版 GX	<p>削減効果の大きな技術を導入することにより、当該技術の新たな需要を創出し、地域経済への貢献と経済成長につながることを期待できること。具体的には、地域の事業者が主体となって、再エネ・蓄電池、ZEB/ZEH・断熱改修、自営線マイクログリッド、グリーン水素製造・利用等の高度な技術を導入することにより、化石原燃料・エネルギーの最大限削減、当該技術の他地域への展開、地域経済循環の同時実現を図ること（※）</p> <p>（※）特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用した民間裨益型自営線マイクログリッド事業を実施する場合には、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金と特定地域脱炭素移行加速化交付金の合計の上限額を「50 億円＋特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の 1 / 2（上限 10 億円）」とする優遇措置を講ずる。</p>
④生物多様性の保全、資源循環との統合的な取組	<p>以下のいずれかに該当し、施策間の相乗効果が期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 生物多様性の保全、資源循環に関する事業のいずれか又は両方と、脱炭素先行地域の取組を複数組み合わせることで統合的に実施すること ii. 生物多様性の保全や資源循環に関する各府省庁の制度・枠組み等を統合的に活用し、脱炭素先行地域の取組によって各取組をさらに深化させること
⑤民生部門電力以外の温室効果ガス削減の取組	<p>民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴う CO2 や CO2 以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業や観光等の地場産業、廃棄物・下水処理等の分野の温室効果ガスの排出等の削減に資する取組を、地域特性や気候風土に応じ、以下の全てに該当する形で実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 複数の事業を組み合わせることで実施すること ii. 地域の事業者を幅広く対象とするなど、脱炭素先行地域の範囲全体で取り組むこと iii. 取組による CO2 削減量が、選定要件①－1 の取組により削減される CO2 排出量と比べて十分に大きいこと

8. 計画提案書及び記載事項

脱炭素先行地域の計画提案に当たっては、計画提案書（様式 1）について、以下の内容を記載するとともに、併せて、計画提案概要（様式 2）も提出してください。

なお、脱炭素先行地域の選定を受けようとする期間は、当該脱炭素先行地域における取組を実施する全ての期間（最長 2030 年度まで）とします。

（1）計画提案書の記載事項

1. はじめに

- 1.1 提案地方公共団体の社会的・地理的特性
- 1.2 温室効果ガス排出の実態

2. 脱炭素先行地域における取組

- 2.1 2030 年以降の将来ビジョンと脱炭素先行地域の関係
- 2.2 対象とする地域の位置・範囲

- 2.3 脱炭素先行地域の再エネポテンシャルの状況
 - (1)再エネ賦存量を踏まえた再エネ導入可能量
 - (2)新規の再エネ発電設備の導入予定
 - (3)活用可能な既存の再エネ発電設備の状況
- 2.4 民生部門の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロの取組
- 2.5 民生部門電力以外の温室効果ガス排出削減等の取組
- 2.6 導入技術
- 2.7 実施スケジュール等
- 2.8 事業費の額、活用を想定している国の事業
- 2.9 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決、住民の暮らしの質の向上、地域経済循環への貢献等
- 2.10 先進性・モデル性
- 3. 関係者との連携体制と合意形成状況等
 - 3.1 関係者との連携体制と合意形成状況
 - 3.2 事業継続性
 - 3.3 地方公共団体内部の推進体制
 - (1)推進体制
 - (2)進捗管理の実施体制・方針
 - 3.4 事業を着実に実施するための実績等
- 4. 地方公共団体実行計画を踏まえた 2030 年度までに目指す地域脱炭素の姿
- 5. 重点選定モデル

(2) 計画提案概要の記載事項

計画全体の概要をまとめた資料を作成してください（様式2）。

9. 進捗管理・計画最終年度取組評価

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体（以下「選定地方公共団体」という。）は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告するとともに、計画の最終年度末に取組の結果報告を行います。

選定地方公共団体の進捗状況については、評価委員会において、必要に応じヒアリングを行うなどして評価分析し、選定地方公共団体に対し助言するとともに、計画の最終年度末に、評価委員会にて取組の最終評価を行います。

なお、脱炭素先行地域として選定された計画の取組が進捗せず、必要な措置を図ってもなお改善が見られない場合には、必要に応じて、関係機関の意見を聴取した上で、評価委員会の評価を踏まえ、計画内容の変更を求めることがあります。変更後の計画に基づき実施したにもかかわらず、なお取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、評価委員会の判断を踏まえ脱炭素先行地域の取消しを行うことがあります。

また、脱炭素先行地域の計画内容等に変更が生じた場合は、別途定める「脱炭素先行地域

取扱要領」によるものとします。

10. 取組状況のフォローアップ

地方環境事務所及び環境省本省は、脱炭素先行地域の取組状況を随時フォローアップします。また、地方環境事務所が窓口となり、選定地方公共団体に対して情報提供等のサポートを随時行います。

11. 募集期間、提案書の様式、提出方法等

(1) 募集期間（第4回）

令和5年8月18日（金）～8月28日（月）

※第5回の募集は、令和6年2月頃を予定しています。

(2) 募集締切

令和5年8月28日（月）12時必着

※締切後の提出は認めません。なお、災害等の事由から締切までの提出が困難な場合は、提出先に相談ください。

※（3）の④及び⑤は、令和5年9月7日（木）12時までとします。

(3) 計画提案書の様式等

- ① 様式1：脱炭素先行地域計画提案書（Word形式）
- ② 様式2：脱炭素先行地域計画提案概要（PPT形式）
- ③ 表作成ツール（Excel形式）
- ④ 費用効率性算出ツール（Excel形式）
- ⑤ 地域脱炭素の推進のための交付金 チェックシート（Excel形式）

(4) 提出方法

提案地方公共団体を管轄する地方環境事務所（宛先は（5）参照）に電子メールで提出してください。

- メール件名は、「【提出】（6桁の都道府県・市区町村コード）（提出日4桁）（提案者名）脱炭素先行地域提案資料」とすること。
- 様式1は、ファイル名を「（6桁の都道府県・市区町村コード）_（提案者名）_様式1」としたWord形式とPDF形式にて提出すること。
- 様式2は、ファイル名を「（6桁の都道府県・市区町村コード）_（提案者名）_様式2」としたPPT形式（様式2）とPDF形式にて提出すること。

(5) 提出先・問い合わせ先

地方環境事務所	メールアドレス・連絡先	管轄
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-HOKKAIDO@env. go. jp 011-299-2460	北海道
東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-tohoku@env. go. jp 022-207-0734	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県
福島地方環境事務所 総務部渉外広報課	reo-fukushima@env. go. jp 024-573-7352	福島県
関東地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KANTO@env. go. jp 048-600-0157	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・新潟県・山梨県・ 静岡県
中部地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-CHUBU@env. go. jp 052-385-4248	富山県・石川県・福井県・ 長野県・岐阜県・愛知県・ 三重県
近畿地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-Kinki@env. go. jp 06-6881-6511	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-CHUSHIKOKU@env. go. jp 086-223-1544	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国事務所 地域脱炭素創生室	CN-SHIKOKU@env. go. jp 087-811-7240	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KYUSYU@env. go. jp 096-322-2415	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県(奄美群島の各地方 公共団体を除く。)
沖縄奄美自然環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KYUSYU@env. go. jp 098-836-6400	鹿児島県(奄美群島の各地方 公共団体) 沖縄県

(6) 提出資料の取扱い

脱炭素先行地域として選定された場合、提出資料の情報は原則公表します。提案者の地方公共団体が策定する個人情報保護条例等に基づき非公表扱いとする必要がある箇所については、その対象箇所がわかるように、「非公表」と記載してください。ただし、提出時に非公表と記載されている箇所についても、選定後、再度公表の可否等を精査いただく予定です。

なお、提出された計画提案書の内容について、環境省（地方環境事務所を含む。）から関係府省庁（地方支部分局を含む。）へ、必要に応じて意見照会を行うことがあります。

(7) 選定結果公表

令和5年秋を予定

12. 留意事項

提案内容について、環境省本省及び地方環境事務所への相談は、透明性等の確保の観点から、計画提案書が提出された以降は受け付けません。

提案に当たり、評価委員会委員、環境省本省の幹部及び担当者に対し、選定の陳情等を行うことは控えてください。募集期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととします。また、選定結果の通知前に環境省本省の幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えてください。